

● 辞職勧告決議

6月26日開催の本会議において、議員政治倫理調査特別委員会から政治倫理条例違反があったことの報告を受け、議員5名の発議により「市民から厳粛なる信託を受け、市民を第一に考え、市政発展のため、全身全霊を注がなければならない議員としての立場であるにも関わらず、市民を恐怖におとしめ、暴言を浴びせ、暴行に至ったことは断じて許されるものではない。今回の一連の行動は、本市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく傷つけるものである。また、李江嵐議員の犯した行為によって市民と本市議会の信頼関係が損なわれたことは明白である。その責任は重く、議員の品位と資質に欠けると言わざるを得ない」と、李江嵐議員に対する辞職勧告決議が提出されました。李江嵐議員の弁明及び質疑・討論・採決が行われ、結果、賛成多数で可決されました。

〈反対討論〉（※6）

この決議案は懲罰特別委員会審査結果報告と異なる処分にならないのか。また、客観的証拠もない状況で、双方の意見の一方だけを引用し事実認定したかのごとく勧告決議を出すのはやり過ぎではないか。事実関係をしっかり調べた上で議会としての対応を考えるべき。

● 李江嵐議員に対する除名処分を可決

辞職勧告決議後、懲罰動議の件について李江嵐議員の弁明及び質疑・討論が行われました。

〈反対討論〉

この処分の原因は、特別委員会の発言などであって、その他の事項は対象にしていない。本論から離れた意見聴取の発言を除名理由とするのは不相当であり、いろんな問題が解決しないで残っている状況で議員の身分を剥奪する除名処分には賛成できない。

〈賛成討論〉（※7）

備忘録には虚偽及び歪曲した記載や、関係者の個人的な私生活にわたる内容も含まれていた。議会の秩序を乱し、品位の尊重に反するものであり、市民の議会に対する信用と議会の権威を失墜させるものであるという懲罰動議の内容通りであると考える。よって除名は妥当であると判断する。

採決については、地方自治法第135条第3項に基づく特別多数議決（※8）が行われました。その結果、議員の3分の2以上の出席かつ4分の3以上の賛成があり、李江嵐議員に除名の懲罰を科すことが可決されました。

【条文・議会用語メモ】

※1 勝山市議会議員政治倫理条例第5条 議員は、議員にこの条例で定める政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、これを証する資料を添付して、議員2名以上の連署をもって、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査請求をすることができる。

※2 勝山市議会会議規則第160条第1項 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

※3 地方自治法第129条第1項 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

※4 勝山市議会会議規則第151条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

※5 地方自治法第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

※6、※7 討論とは、議会の会議において表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努めることに意義がある。

※8 地方公共団体の議事は出席議員の過半数で決するのが原則であるが、地方自治法第135条第1項で定める議員の懲罰（戒告、陳謝、出席停止、除名）のうち、除名については、在職議員の3分の2以上が出席し、その出席議員の4分の3以上の同意がなければならない。